

資料2

次期保健医療計画の「外来医療に関する医療に係る医療の確保に関する項目」について （外来医療計画） 提供体制の確保に関する計画

令和5年10月17日
第2回広島県医療審議会保健医療計画部会

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即じて、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の運営を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成28年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなつた。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。第8次医療計画の期間は2024年度～2029年度。中間で必要な見直しを実施。）

計画事項(主なもの)

- **医療圏の設定、医療資源の算定**
 - 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。
- **三次医療圏**
52医療圏（令和3年10月現在）
※都道府県ごとに1つ（北関東のみ6医療圏）
【医療圏設定の考え方】
・ 二つの入院に係る医療を提供することが相應である単位として認定。その際、以下の社会的条件を考慮。
- 地理的条件等の自然的条件
- 日常生活の需要の充足状況
- 文通事情 等
- **二次医療圏**
335医療圏（令和3年10月現在）
【医療圏設定の考え方】
・ 一定の人口規模を有する地域として認定。ただし、都道府県の区域が広いため、その他の地特有な事情がある場合は、当該医療圏の区域内（二以上）の医療圏を設定し、また、都道府県の東部周辺の地域における医療の実情に応じ、二以上の都道府県にまたがる区域を設定することができる。
- **一次医療圏**
・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入／流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。
- **医療の確保に関する取り組み**
 - 新興感染症発生・まん延時ににおける医療、べき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）。
 - 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。
- **医師の確保に関する取り組み**
 - 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
 - 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科ごと診療行為の対応も明らかにやすいことから、個別に策定
- **外来医療による医療提供体制の確保に関する取り組み**
 - 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定
- **地域医療構想**
 - 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

外来医療計画の概要

1 策定の背景及び経緯

- 外来医療については、次の状況にあるとされている。
 - ・ 地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っている
 - ・ 診療所における診療科の専門分化が進んでいる
- 救急医療提供体制の構築、グループ診療の実施、放射線装置の共同利用等の医療機関の連携の取組が、地域で個々の医療機関の自主的な取組に委ねられているなど。
- 本県においては、医療法第30条の4第2項第10号に基づき、令和元年度に示された国のガイドライン等を参考に、広島県保健医療計画の一部として、「外来医療計画」を令和2年3月に策定した。

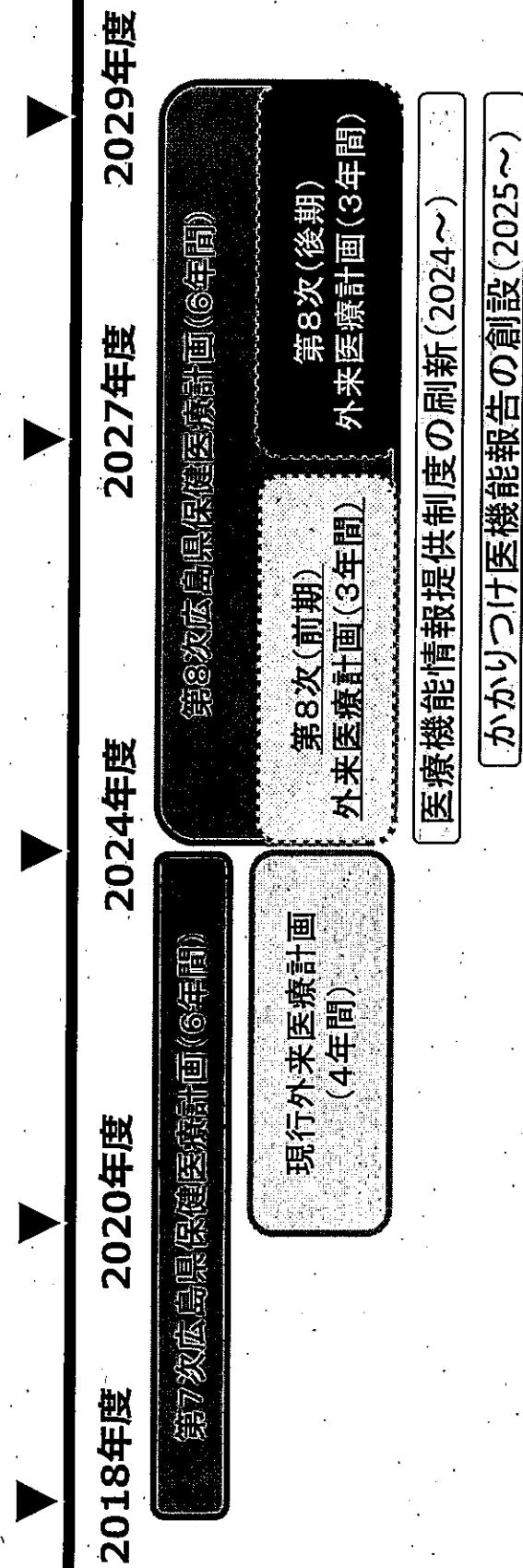
2 計画の目的

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指す。
- 併せて、医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

外来医療計画の概要

3 計画期間

- (1) 現行計画：令和2(2020)年度～令和5(2023)年度 (4年間)
(2) 次期計画：令和6(2024)年度～令和11(2029)年度 (広島県保健医療計画と同様)
※3年ごとに見直しを行う。



4

現行の外来医療計画の主な内容

内容

1 外来医師偏在指標
地域ごと(335医療圏)の外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うため、医師偏在指標と同じ要素を考慮した偏在指標を作成

2 外来医師多数区域の設定
外来医師偏在指標の全国上位33.3%に該当する二次保健医療圏を外来医師多数区域に設定

3 地域で不足する外来医療機能
外来医療の中心的な役割を担っている市郡地区医師会や外来患者に最も身近な基礎自治体である市町に對して実施したアンケート調査の結果や国から示された各種データ等を元に、各圏域の地域医療構想調整会議における協議結果を踏まえて、二次保健医療圏ごとに「不足する外来医療機能」を設定

医療圏	外来医師 偏在指標	全国順位 (335医療圏中)	備考
全国	106.8	—	
広島	131.3	27	上位33.3%
広島西	114.5	68	上位33.3%
吳	127.5	33	上位33.3%
広島中央	107.4	101	上位33.3%
尾三	107.9	96	上位33.3%
福山・府中	94.8	185	
備北	100.3	147	

外来医師偏在指標の全国上位33.3%に該当する二次保健医療圏を外来医師多数区域に設定

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生	学級医	予防接種	健康診断	べき地の医療
広島	●	●					
広島西	●	●	●	●			
広島中央	●	●	●	●	●		
吳	●	●	●	●	●	●	
尾三	●	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	●	●
備北							●

※ 不足する機能に●を付している。

現行の外来医療計画の主な内容

4 新たに開業する場合の手続き(外来医師多数区域の場合)

- ① 二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標や地域で不足する外来医療機能、医療機関のマッチングに関する情報を公表
- ② 新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容にに関する申出書の提出を求める
- ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、合意が無い場合や申出書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規開業希望者の出席を要請

5 新たに医療機器を購入・更新する場合の手続き(全ての圏域)

- ① 二次保健医療圏ごとの医療設備・機器等の配置方針を公表
- ② 新規購入希望者が保健所に許可申請書を提出する際に、共同利用を行うことについての計画の有無や内容に開して共同利用申請書の提出を求める
- ③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、共同利用を行わない場合や共同利用計画書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規購入希望者の出席を要請

6 対象医療機器 種別

PET	PET及びPET-CT
放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィ	マンモグラフィ
MRI	1.5テスラ未満 3.0テスラ以上
CT	全(マルチスライスCT) (16列未満) (16列以上64列未満) (64列以上) その他のCT

※合意や共同利用の有無などにより、診療所の開設又は対象医療機器の購入若しくは更新が妨げられるものではない。

国ガイドラインで変更のあった主なポイント

外来医療に係る医療提供体制

- 外来医師多数区域以外の区域において、又は新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることとされた。
- 地域で不足する医療機能について、具体的な目標を定め、達成に向けた取組の進捗評価に努めることとされた。
- 外来医師多数区域における新規開業者に対しては、地域で不足する医療機能を担うこととに合意が得られた事項に関して、地域の医師会や市町村と情報共有する等、フォローアップを行うこととされた。

医療機器の効率的な活用

- 医療機器の配置・稼働状況に加え、共同利用計画から入手可能な、医療機器の共同利用の有無や画像診断情報の提供の有無等の方針についても可視化を進め、医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できることとされた。
- 地域の医療資源を可視化する観点から、令和5年4月1日以降に医療機器を新規購入した医療機関に対して、医療機器の稼働状況について、都道府県への報告を求めることとされた。

【新規】地域の外来医療提供体制の検討

- 外来機能報告により入手可能な紹介受診重点外来や紹介・逆紹介等のデータを活用し、地域の外来医療の提供状況について把握するとともに、紹介受診重点医療機関の機能・役割も踏まえた、地域における外来医療提供体制の在り方について、検討を行うこととされた。
- 地域の医療機関の外来機能の明確化や連携状況を可視化し、患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的に、外来医療計画に紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称に加え、外来機能報告で把握可能な、紹介受診重点外来の実施状況等の情報を新たに盛り込むこととされた。

1 ガイドライン等を踏まえた対応方針（案）

国のがいドライン及び第8次広島県保健医療計画骨子を踏まえ、次期計画策定に向けたの基本方針は以下のとおりとする。



- (1) 計画の目的、基本的な方向性は現行計画を維持する。
- (2) 「医療提供体制の確保に関する基本方針」(平成19年厚生労働省告示第70号。令和5年5月26日一部改正)を踏まえたものとする。
- (3) 新たに記載が求められる「地域の外来医療提供体制の検討」については、新規項目として追加する。
- (4) ガイドラインにおける(3)以外の変更箇所については、追加、変更等の要否を個別に検討するとともに、ガイドライン上で変更のない箇所についても、現行計画策定時からの状況変化等を踏まえ、修正の要否を検討する。

2 区域単位の設定及び3 協議の場の設置

区域単位の設定

- 外来医療に係る医療提供体制の確保や医療機器の効率的な活用に関する協議を行うため、対象区域を設定する必要がある。
- 現行計画では、二次保健医療圏が通常の保健医療需要を充足できる圏域、すなわち特殊な保健医療等を除く一般の医療需要に対応するために設定された区域であり、また、広島県地域医療構想における病床の機能の分化及び連携を一体的に推進する区域（構想区域）であることを踏まえ、現在の二次保健医療圏と同じ7圏域としている。

＜対応案＞引き続き現在の二次保健医療圏と同じ7圏域とする。

協議の場の設置

- 対象区域ごとに診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとされている（医療法第30条の18の2第1項）。
- 地域医療構想調整会議を活用するとされていることから、継続性の観点から、協議の場を地域医療構想調整会議としている。

＜対応案＞引き続き地域医療構想調整会議を協議の場とする。

外来医師偏在指標

- 外来医師偏在指標
全国一律の算定式により、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うため、医師偏在指標と同じ要素を考慮した指標を作成

- 外来医師多数区域
外来医師偏在指標の全国上位33.3%に該当する二次保健医療圏を外来医師多数区域に設定する。

現計画

医療圏	外来医師 偏在指標		外来医師 多数区域		医療圏	外来医師 偏在指標		全国順位 (355圏域中)		医療圏	外来医師 偏在指標		全国順位 (355圏域中)		医療圏	外来医師 偏在指標		全国順位 (355圏域中)		医療圏	
	全国	広島	全国	広島		全国	広島	全国	広島		全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島	全国	広島	
全国	106.3				全国	112.2				全国	112.2					全国	112.2			全国	
広島	131.3	27	上位33.3%		広島	139.2				広島	139.2					広島	139.2			広島	
広島西	114.5	68	上位33.3%		広島西	119.9				広島西	119.9					広島西	119.9			広島西	
吳	127.5	33	上位33.3%		吳	128.1				吳	128.1					吳	128.1			吳	
広島中央	107.4	101	上位33.3%		広島中央	106.4				広島中央	106.4					広島中央	106.4			広島中央	
尾三	107.9	96	上位33.3%		尾三	106.6				尾三	106.6					尾三	106.6			尾三	
福山・府中	94.8	185			福山・府中	100.2				福山・府中	100.2					福山・府中	100.2			福山・府中	
備北	100.3	147			備北	102.3				備北	102.3					備北	102.3			備北	

- 現計画において、外来医師多数区域とされていた広島中央圏域及び尾三圏域が外来医師多数区域ではなくなった。10

4 地域で不足する外来機能

現計画

○ 地域で不足する外来医療機能

外来医療の中心的な役割を担っている市郡地区医師会や外来患者に最も身近な基礎自治体である市町にデータ等を元に、各圏域の患者調査結果や協議会議にかかる協議結果を踏まえて、三次保健医療圈ごとに「不足する外来医療機能」を設定

次期計画

○ 地域で不足する外来医療機能

<対応策>

・前回同様、市郡地区医師会や市町に対してアンケート調査を実施し、結果や国から示された各種データ等を元に、各圏域の地域医療構想調整会議における協議結果を踏まえて、二次保健医療圈ごとに「不足する外来医療機能」を設定することとする。

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生	医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生	医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生	医療圏
広島	●	●	●	広島西	●	●	●	広島	●	●	●	広島
呉	●	●	●	呉	●	●	●	呉	●	●	●	呉
広島中央	●	●	●	広島中央	●	●	●	広島中央	●	●	●	広島中央
尾三	●	●	●	尾三	●	●	●	尾三	●	●	●	尾三
福山・府中	●	●	●	福山・府中	●	●	●	福山・府中	●	●	●	福山・府中
備北	●	●	●	備北	●	●	●	備北	●	●	●	備北

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生	医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生	医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生	医療圏
広島	●	●	●	広島	●	●	●	広島	●	●	●	広島
呉	●	●	●	呉	●	●	●	呉	●	●	●	呉
広島中央	●	●	●	広島中央	●	●	●	広島中央	●	●	●	広島中央
尾三	●	●	●	尾三	●	●	●	尾三	●	●	●	尾三
福山・府中	●	●	●	福山・府中	●	●	●	福山・府中	●	●	●	福山・府中
備北	●	●	●	備北	●	●	●	備北	●	●	●	備北

※不足する機能を○を付している

5 地域で不足する医療機能の目標設定について（新規）

○地域で不足する医療機能
「**対応方針案**」
までは、現計画において、全ての医療で不足する外来医療機能をされでいて、今後も不足が見込まれる医療機能を含め、今後も充実させる
ことについて、第8次医療計画の分野別の目標と整合性を図り目標を設定してはどうか。

初期救急

在宅医療

○ 第8次医療計画の指標 検討中

○ 第7次医療計画の「初期救急」に関する指標

指標等	目標値	現状値	目標値	現状値	令和4年度実績
一般診療所のうち、初期救急に参画する施設の割合	[R5] 42.7%	[H26] 34.8%	現状値より 増	[R2] 28.9%	

*一般診療所のうち、初期救急に参画する施設の割合 = 在宅医療計画の「初期救急」の施設数 / 診療所総数
番

○ 第7次医療計画の「在宅医療」に関する指標

指標等	目標値	現状値	目標値	現状値	令和4年度実績
退院支援担当者を配置している病院の割合	[R5] 64.4%	[H29] 48.8%	[R5]	64.4%	[R2] 50.2%
訪問診療を実施している診療所数	[R5] 912か所	[H29] 691か所	[R5]	912か所	[R2] 665か所
訪問診療を実施している病院数	[R5] 98か所	[H29] 74か所	[R5]	98か所	[R2] 88か所
在宅看取りを実施している診療所数	[R5] 98か所	[H29] 74か所	[R5]	98か所	[R2] 88か所
在宅医療支援歯科診療所数	[R5] 193か所	[H29] 146か所	[R5]	193か所	[R2] 135か所
	[R5] 346か所	[R1] 279か所	[R5]	346か所	[R4] 241か所

6 新たに開業する場合の手続きなど

●今回のガイドラインでは、外来医師多数区域以外の区域において、または新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができるとした。

現計画

② 外来医師多数区域で新たに開業する場合 (広島圏域、広島西圏域、呉圏域、広島中央圏域及び屋三圏域)

- ① 新規開業希望者が保健所と開設届を提出する際に、不足する外来的医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申請書の提出を求める。
- ② ①の申請書を各圏域の地域構想調整会議に提出が無い場合は、必要に応じて当該新規開業希望者の提出書類の提出を要請する。

※合意書や共用利便の有無などにより、診療所の開設又は対象医療機器の購入若しくは更新が妨げられるものではない。

次期計画

○新たに開業する場合など (全圏域)

- 引き続き、外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとする。
- 外来医師多数区域以外の区域において、または新規開業者以外の者に対する医療機能を担うよう求めることを各圏域で判断することとする。

7 医療機器の効率的な活用

- 今回のガイドラインでは、次のことに対して、把握することが求められた。
 - ① 医療機器の配置・稼動状況に加え、共同利用計画から入手可能な、医療機器の共同利用の有無や画像診断情報の提供の有無の方針についても可視化を進め、医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できるよう、周知を進めるうこととした。
 - ② 地域の医療資源を可視化する観点から、令和5年4月1日以降に医療機器を新規購入した医療機関に対して、医療機器の稼動状況について、都道府県への報告を求めることとした(外来機能報告による報告を以って替えることができる。)

現計画

- ① 次保健委員会との医療設備・機器等の配置情報や共同利用計画の提出を希望する旨の表記を提出する際ごとく、共同利用計画の有無についての計画の有無や内容に明確して共同利用計画の提出を希望する旨の提出書を各医療機関の提出者が無い場合は、(2)の共同利用計画を行なう場合や共同新規購入者の出席を要請する場合、公表する場合がある。
- ※ 共同利用の有無や計画内容に由り、画像医療機器の購入・更新は不可である。

次期計画

- 引き続き、対象医療機器について、共同利用計画の提出を求めることとする。
- ガイドラインを踏まえた対応案>
 - 圏域における対象医療機器の可視化を進める。

8 紹介受診重点医療機関について（新規）

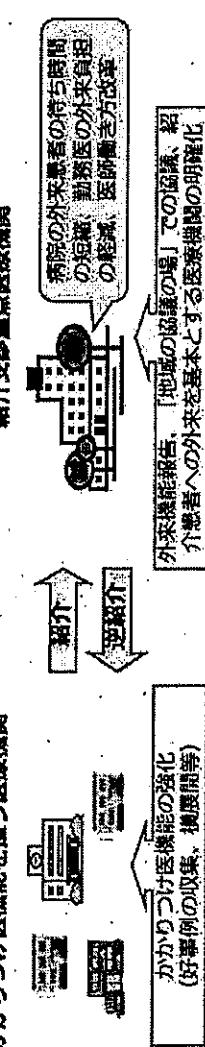
- 外来機能報告会により入手可能な紹介受診重点医療機関のデータを活用し、地域の外来医療機関の提供状況について把握するなどもしくは、地域計画に沿った医療機関の役割も踏まえた、地域別に掲げる外来医療機関体制の在り方について、検討を行うこととした。
- 地域の医療機関の外来役能の明確化や連携状況を可視化し、患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的に、外来機能報告会に紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称に加え、外来後遺症報告で把握可能な、紹介受診重点外来の実施状況等の情報を新たに盛り込むこととした。

〈対応〉
紹介受診重点医療機関及び紹介受診重点外来の状況は、毎年度、変更する事があるため、紹介受診重点医療機関及び紹介受診重点外来の状況については県HP等で随時更新する事とする。

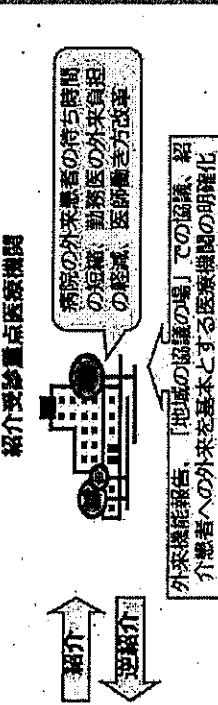
＜目的＞

- ・外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために設けられた。
- ・患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する。状態が落ち着いたら逆紹介を受けて地域に戻る受診の流れを明確化することが目的。

かかりつけ医機能を担う医療機関



紹介受診重点医療機関



- 【地域の協議の場】
- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介率(※)も参考にしつつ協議を行う。
(※)初診に占める重点外来の割合40%以上
再診に占める重点外来の割合25%以上
 - ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関については、紹介率(※)逆紹介率(※)を活用して協議を行う。
(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
 - ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

8 紹介受診重点医療機関について (R4年度分 全23医療機関)

医療機関名称	公表日	医療機関名称	公表日
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市民病院	令和5年8月1日	公立学校共済組合中国中央病院	令和5年8月1日
医療法人あかね会土谷総合病院	令和5年8月1日	福山市民病院	令和5年8月1日
国家公務員共済組合連合会広島記念病院	令和5年8月1日	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	令和5年8月1日
翠清会梶川病院	令和5年8月1日	独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院	令和5年9月1日
広島赤十字原爆病院	令和5年8月1日	一般社団法人呉市医師会病院	令和5年9月1日
医療法人JR広島病院	令和5年8月1日	国家公務員共済組合連合会呉共済病院	令和5年9月1日
広島大学病院	令和5年8月1日	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	令和5年9月1日
県立広島病院	令和5年8月1日	一般社団法人三原市医師会病院	令和5年9月1日
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター	令和5年8月1日	広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	令和5年9月1日
広島県厚生農業協同組合連合会廣島総合病院	令和5年8月1日	尾道市立市民病院	令和5年9月1日
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	令和5年8月1日	三次地区医療センター	令和5年9月1日
医療法人財團竹政会福山循環器病院	令和5年8月1日		

まとめ 次期計画の対応方針（案） ①

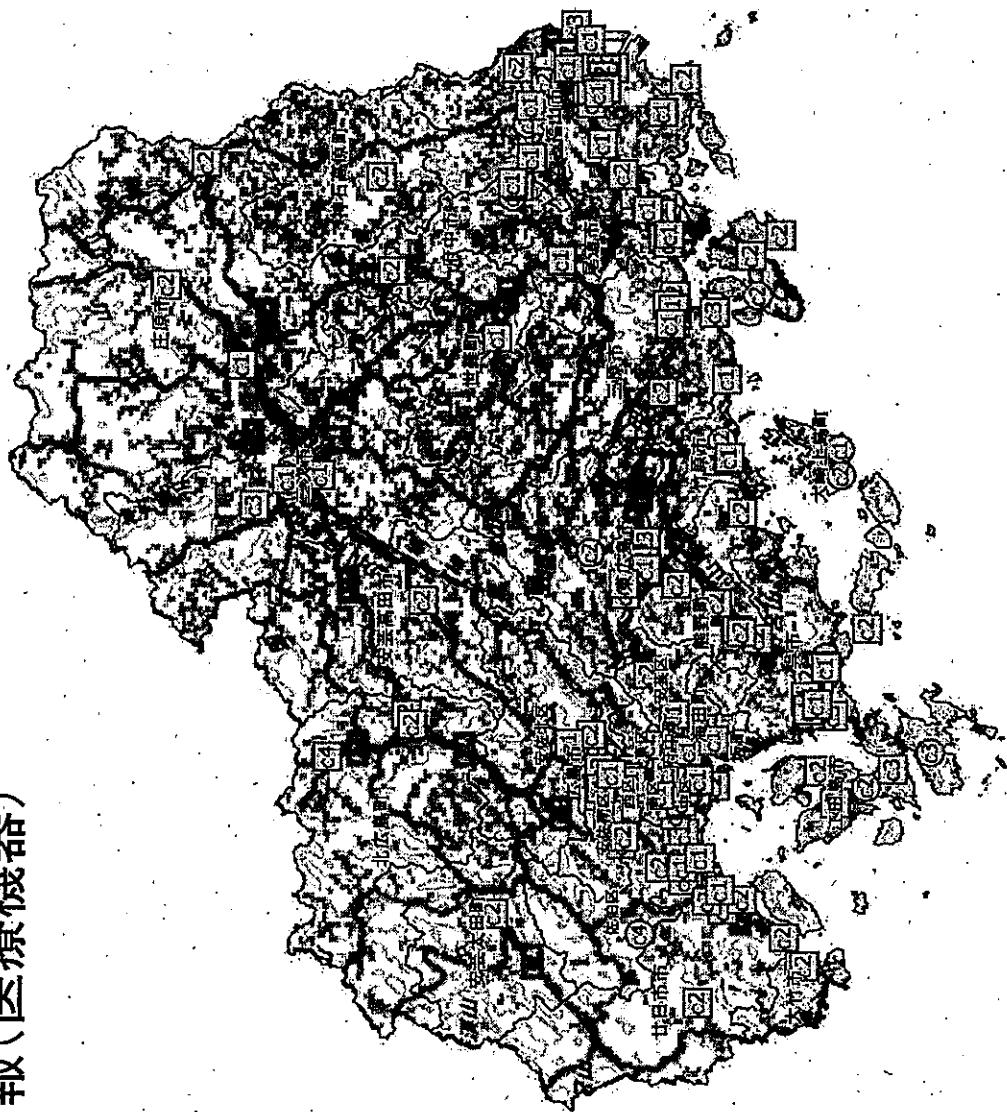
項目	対応方針（案）
1 次期計画策定に向け ての基本方針（案）	<ul style="list-style-type: none">・計画の目的、基本的な方向性は現行計画を維持する。・新たに求められる「地域の外来医療提供体制の検討」については、新規項目として追加する。・国ガイドラインや現行計画策定時からの変化等を踏まえて内容を検討する。
2 区域単位の設定	<ul style="list-style-type: none">引き続き、現在の二次保健医療圏と同じ7圏域とする。
3 協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none">引き続き、地域医療構想調整会議を協議の場とする。
4 地域で不足する 外来医療機能	<ul style="list-style-type: none">・前回同様、市郡医師会や市町に対してアンケート調査を実施し、各圏域の地域医療構想調整会議において協議を行う。
5 地域で不足する外来 医療機能の目標設定 (新規)	<ul style="list-style-type: none">・現計画において、全ての圏域で不足する外来医療機能とされていて、今後も不足が見込まれる「初期救急」及び「在宅医療」について、第8次医療計画の目標と整合性を取りながら目標を設定してはどうか。

まとめ 次期計画の対応方針（案）②

項目	対応方針（案）
6 新たに開業する場合の手続きなど	<ul style="list-style-type: none">・外来医師多数区域においては、新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとする。・外来医師多数区域以外の区域において、または新規開業者以外の者に対しては、地域の実情に合わせて地域で不足する医療機能を担うよう求めるかどうかを各圏域で判断することとする。
7 医療機器の効率的な活用	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、対象医療機器について、共同利用計画書の提出を求める。・圏域における対象医療機器の可視化を進める。・R5年度以降に医療機器を新規購入した医療機関に対して、外来機能報告では稼働状況の確認がとれない場合は報告を求める。
8 紹介受診重点医療機関について（新規）	<ul style="list-style-type: none">・次期計画にはR4年度の状況を掲載する。・5年度以降の紹介受診重点医療機関及び紹介受診重点外来の状況については、県HPに掲載する。

現行の外来医療計画の構成（全体像）

(参考)マッピング情報(医療機器)



参考
以下

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）の概要

平成30年7月27日社会保険審議会医療部会実施会資料

地域間の医師信託の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限及び研究医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少數区域等で勤務した医師を配置する制度の整備【医療法】

医師少數区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医療機関等の要請権限の強化【医療法】

都道府県においてPDCMサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ずしも連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医療法、医師法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・医学部：都道府県知事から大学に対する地域条件・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集等定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設

都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に提出する仕組みの創設

4. 増強の外来医療機関の現在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

5. その他【医療法等】

- ・地域医療構造改革の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・健康保険法等について所要の規定の整備 等

施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

外来医療計画

概要

- 外来医療計画とは、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の規定に基づく、**医療計画に係る医療提供体制の整備に関する事項**を定めたものである。
- 都道府県は、二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(以下「対象区域」という。)ごとに、**診療の整備**、**受け、算定などの運営を行ひ、その結果を取りまとめる公表。**
- 令和元年度中に各都道府県において外来医療計画を策定し、令和2年度から取組を進めている。令和6年度以降は3年に1回外来医療計画を見直すこととしている。

外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項　(法第30条の4)

- ① **外来医療に係る医療提供体制の整備の状況**
診療所の医師の多寡を外来医療圏在籍医として可視化。外来医師便在籍や医療機関のマッピングに関するデータを公表し、新規開業希望者等に情報提供。
- ② **外来機能報告を踏まえた「医療資源を重旨的に活用する外来を基幹的に担う医療機関」(紹介受診重点医療機関)。**
- ③ **外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進**
病床機能報告対象医療機関等が都道府県に「外来医療の実施状況を報告(外来機能報告)し、「地域の医療の場」において、外来機能の明確化に連携に向けた必要な協議。「医療資源を重旨的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化。
- ④ **複数の医師が連携して行う診療の推進**
- ⑤ **医療提供施設の整備の全部又は一部、設備、環境及び医療の効率的な活用**
地域ごとの医療機器の配置状況を可視化し、共同利用を推進。
- ⑥ **その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項**

外来医療の協議の場　(外来医療に係る医療提供体制の整備に関するガイドライン)

- (区域) 二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域
(構成員) 診療に従事する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者
(その他) 地域医療技術調整会議を活用することが可能

*令和4年4月施行

外来医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

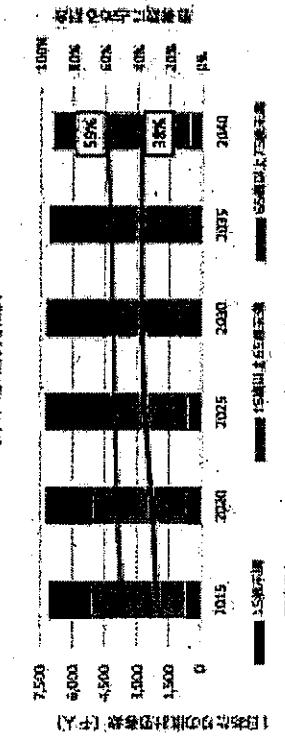
概要

- ・ 外来医療計画の取組の実効性を確保し、地域に必要な外來医療提供体制の構築を進めます。
- ・ 地域の医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できる体制の構築を進めます。
- ・ 外来機能報告等のデータを活用し、地域の実情に応じた、外来医療提供体制について検討を行います。

外来医師偏在指標を活用した取組

- 今後の外来需要の動向が地域によって異なることを踏まえ、二段階圏毎の人口推計や外来患者数推計等を踏まえた協議を行って求めます。また、外来医療計画について、金融機関等への情報提供を行います。

外来患者数推計



医療機器の効率的な活用への取組

- 遠隔医療における医療機器の可視化化元で把握をきるよう、医療機器の配置・稼働状況に加え、共同利用計画から入手可能な、医療機器の共同利用の有無や画像診断情報の提供の有無等の方針についても、可視化を進める。

地域における外来医療の機能分化及び連携の取組

- 外来機能報告書により入手可能な紹介受診重点外来や紹介・連絡介入データを活用し、地域の外来医療の提供状況について把握するなどもとに、紹介受診重点医療機関の機能・役割も整めました、地域における外来医療提供体制の在り方にについて検討。

かかりつけ医機能を担う

- 紹介受診重点医療機関の外来患者の待合時間の短縮、勤務医の外来自担の軽減、医師働き方改革
- 診療の場において、紹介受診への外来を基本とする医療機関の明確化

医療機器の効率的な活用等について

第 2 回検討会 次回検討会開催日
令和 4 年 6 月 15 日

- 「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第 2 次中間取りまとめ」(平成 29 年 12 月)において、医療機器等の共同利用等の、医療機器等の運営等における議論を行い、地域ごとに方針決定すべきである、とされ、医療法上も、今後、人口減少が見込まれる中、医療機器について協議の実施及び協議結果の公表を行うこととされた。
- 用の方等について、情報の可視化や新規購入者への情報提供を有効に活用しつつ、必要な協議を行なう必要がある。

医療機器の効率的な活用の対応

① 地域の医療ニーズを踏まえ、地域での医療機器の配置状況を監視・評議の観点で、地域の医療機器の台帳	医療機器の配置状況を監視するための台帳
医療機器の台帳	○ 医療機器の配置状況を監視するための台帳が作成され、監視・評議の観点で、地域の医療機器の台帳

医療機器の効率的活用の対応

① 地域の医療ニーズを踏まえ、地域での医療機器の配置状況を監視・評議の観点で、地域の医療機器の台帳	医療機器を二次医療圏内で効率的に共同利用している例「あまくさメイカナルネット」
医療機器の台帳	○ 地域の医療機器ネットワークで次に以下の通り、共同利用導致の CT、MRI 等の医療機器が共同利用規約の範囲と同様で使用可能。
医療機器の台帳	○ 天理医療圏に於する 2020 年度実績(約 51 社連携)、(76.3%) が以上。
医療機器の台帳	○ 本県内にて、共同利用規約の範囲と同様で使用可能が、当該行計算も組立可能。 「あまくさメイカナルネット」

医療機器の効率的活用の対応

① 地域の医療ニーズを踏まえ、地域での医療機器の配置状況を監視・評議の観点で、地域の医療機器の台帳	医療機器の効率的活用のための監視等
医療機器の台帳	○ 地域の医療機器の効率的活用による場合、当該機器の共同利用等の実績が監視等の観点で監視。
医療機器の台帳	○ 以下に当該効率的活用の効果的な実績が示す。
医療機器の台帳	○ ① 動的削減率(年間)：10% 未満

医療機器の効率的活用の対応

① 地域の医療ニーズを踏まえ、地域での医療機器の配置状況を監視・評議の観点で、地域の医療機器の台帳	医療機器の効率的活用のための監視等
医療機器の台帳	○ 地域の医療機器の効率的活用による場合、当該機器の共同利用等の実績が監視等の観点で監視。
医療機器の台帳	○ 以下に当該効率的活用の効果的な実績が示す。
医療機器の台帳	○ ① 動的削減率(年間)：10% 未満

天理市医療センター放射線部放射科、統合運用氏より提案資料を改変

共同利用計画の策定

- 人口減少・高齢化を見据えた効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器の効率的な活用を進める必要。
- 令和元年度、都道府県は、厚生労働省が作成したガイドラインに沿って「外来医療計画」を策定。
- 令和2年年度から、外来医療計画に沿って、医療機器を購入する場合に共同利用計画を作成。都道府県は、共同利用の推進に向け、外来医療の協議の場（地域医療構想調整会議等）における共同利用計画の確認や、情報公表等を実施。

外来医療計画（医療機器の効率的な活用）

- 医療機器の配置状況や医療状況等の情報
- 医療機器の共同利用の方針
- 共同利用計画の作成と連絡の手配

対象となる医療機器
 ○ CT・MRI・PET・放射線治療装置（リニア・アーテック・ガママテイク）、マニピュレーター

共同利用計画の作成・確認等
 ○ 医療機器を購入する医療機関は、共同利用計画を作成（共同利用を行わない医療機関はその理由を提出）

共同利用計画の記載事項

- 共同利用の担当となる医療機関
- 共同利用の対象となる医療機器
- 保守・整備等の実施地に明記する方針
- 画像作成及び画像診断情報の提供に関する方針
- 共同利用計画の内容や共同利用を行わなければならない方針
- 理由等について、外来医療の協議の場（地域医療構想調整会議等）で確認
- 地域の状況について取りまとめて公表

医療機器の効率的な活用に向けた取組

都道府県において、
外来医療計画の作成・公表

各地域の医療機器の共同利用の
方針や結果等を報告

【協議の場】

- ・ 地域における医療機器の共同利用の
方針等を決定
- ・ 共同利用計画等を確認

【医療機器の共同利用】

○ 患者の紹介
○ 画像情報等

医療機器の効率的な活用

協議の状況等の
把握、確認
取りまとめて公表

医療機器を導入した医療機関は
共同利用計画を作成

かかりつけ医機能が発揮される制度整備

趣旨

- ▶ かかりつけ医機能についてでは、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に行われていない。
- ▶ 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- ▶ その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受けける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択できるための情報提供を強化し、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担当かかりつけ医機能の内容を強化することによって、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

(1) 医療機能情報提供制度の刷新（令和6年4月施行）

- ・かかりつけ医機能（「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置 その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

(2) かかりつけ医機能報告の創設（令和7年4月施行）

- ・慢性医患有する高齢者その他の従事者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。
 - ・都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
 - ・都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

(3) 患者に対する説明（令和7年4月施行）

- ・都道府県知事による（2）の確認を受けた医療機関は、慢性疾患有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

かかりつけ医機能が發揮される制度整備の骨格

- 国民・患者はそのニーズに応じて医療機能情報提供制度等を活用して、かかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用。
- 医療機関は地域のニーズや他の医療機関との役割分担・連携を踏まえつつ、かかりつけ医機能の内容を強化。

国民・患者の医療ニーズ

- ◆ 日常的によくある疾患への幅広い対応
- ◆ 休日・夜間の対応
- ◆ 入院先の医療機関との連携、退院時の受け入れ
- ◆ 在宅医療
- ◆ 介護サービス等との連携

制度整備の内容

医療機能情報提供制度の刷新

医療機関は、**国民・患者による医療機関の選択に役立つかかりやすい情報及び医療機関の連携に関する情報を都道府県知事に報告**

①情報提供項目の見直し
②全国統一のシステムの導入

かかりつけ医機能報告による機能の確保

- ・慢性疾患有する高齢者等を地域で支えるために必要な力かかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- ・都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に隣する地域の関係者との連携の体制の整備の状況に報告するどもに、公表（※）。
- ・あわせて、外来医療に関する地域の協議の場で「かかりつけ医機能」を確保する具体的な策を検討・公表。

※ 医師により継続的な管理が必要な医療機能の内容を説明するよう努めることとする。
※ 提供するかかりつけ医機能の内容を説明することとする。



外来機能報告のスケジュール

